

公 告

公 告 第 40 号
令和 4 年 11 月 28 日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第 4 0 4 会計隊長 原島 貴男

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い（内訳書のとおり）
- (2) 引取（引渡）期限：代金納付の日から 5 日以内（令和 5 年 2 月 2 8 日までに搬出）
- (3) 代 金 納 付 期 限：令和 5 年 2 月 2 8 日
- (4) 引 渡 場 所：陸上自衛隊別府駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和 4・5・6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」C 等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。
- (9) 3 項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）を有するもの又は、引取業の資格を有し他の 3 業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊別府駐屯地第 4 0 4 会計隊契約班、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 競争入札執行の日時場所

- (1) 日 時： 令和4年12月13日（火）16時00分
- (2) 場 所： 陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊入札室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に消費税込みの金額を記載すること。

7 落札決定方法

総額（消費税込み） 当隊所定の予定価格以上の最高の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。（同価の場合は抽選により決定する。）

8 無効入札

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のないものを行った入札
- (2) 入札者、入札金額、押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (3) 積算内訳を提出しなかった者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった入札
- (5) 電信・電話・FAXによる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成します。

契約者には「売払い部品の解体に関する特約条項」を付するものとする。

落札者は、契約締結までに作業工程表の提出をお願いします。

10 公告掲示場所

陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊湯布院駐屯地、陸上自衛隊玖珠駐屯地、大分商工会議所、別府商工会議所 西部方面隊ホームページ 大分地方協力本部

11 その他

- (1) 令和4年12月12日（月）15時までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）の提出をお願いします。
- (2) 代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記し、あわせて積算内訳を提出するものとする。
- (4) 入札参加を希望する者は、事前に12（1）に連絡の上、参加されたい。
- (5) 現場説明会：実施しない（ただし、希望する者は、事前に12（2）に調整の上、現場を確認するものとする。）
- (6) 遠方等の理由により直接入札に参加できない場合は、送付用封筒に令和4年12月13日「使用済車両売払い」入札書在中と記載のうえ、令和4年12月12日（月）15時までに必着するように郵送し、契約担当者（阿南）まで連絡すること。

なお、入札直前に疑義が生じた場合の郵便入札はその疑義に関して了承しているものとみなします。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。

(7) 2項(10)で示す証明書を令和4年12月12日(月)1500までに提出すること
(FAX可)

(8) 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

12 連絡先

(1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 阿南(あなん)

TEL 0977-22-4311 内線338

FAX 0977-23-3433 (直通)

(2) 内訳書に関する問い合わせ先

大分県別府市大字鶴見4548-143

陸上自衛隊別府駐屯地 補給科 山上(やまがみ)

TEL 0977-22-4311 内線343